

第7回自治基本条例素案検討委員会のまとめ

開催日時：平成21年11月29日（日）13:30～16:30

開催場所：尾西生涯学習センター6階大ホール

出席委員氏名：

青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、岩原委員、鵜飼委員、太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松井委員、松下委員、松村委員、八木委員、山口(善)委員、山口(昇)委員 計17名

欠席委員氏名：なし

出席した市職員：

企画部次長、企画政策課長、同副主監1名、同主査2名、同主任1名 計6名

■条文素案の検討

○名称

- ・後回し（全体を見てから）

○前文

- ・「地方分権」を「地域主権」に修正するか否かは事務局に任せる。（法改正の動きなどを見ながら判断する）
- ・「普遍の理念」を「まちづくりの原則と仕組み」に修正する。

○第1章：総則

※第1条（目的）

- ・「市民によるまちづくり」を「市民が主体のまちづくり」あるいは「市民主体のまちづくり」のように修正する。
- ・「まちづくりを推進する」の後、「もって、市民が幸せに暮らせるまちを作っていく」のように続ける。

※第2条（条例の位置付け）

- ・条文は原文のまま、説明に、「最大限尊重」の中身を流山市のような具体的な形で入れる。

※第3条（定義）

- ・「市民自治」に、「自分たちで考え、決定する」旨を加える。
- ・「市」の定義（＝議会＋執行機関）を入れる。

※第4条（まちづくりの原則）

- ・「市民自治の原則」はカット。

- ・ 順番は、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」、「有効性の原則」とする。

○第2章：市民参加のまちづくり

※第5条（市民の権利）

- ・ 変更なし

※第6条（市民の役割）

- ・ 変更なし

※第7条（情報共有）

- ・ 「市民参加を進めるためには、情報共有を積極的に行うことが大切である」旨を説明に入れる。
- ・ 2項の「市民、議会及び執行機関」を「市」に変更する。